

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設 の 名 称	宮城県援護寮
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成21年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成21年4月 ～ 平成24年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成24年4月 ～ 平成29年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成29年4月 ～ 令和4年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
指 定 期 間	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県援護寮	
所 在 地	宮城県大崎市古川旭5-7-1	
設 置 年 月	平成13年 4月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設等条例	
設 置 目 的	精神障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり生活能力の維持、向上等のため必要な支援、訓練を行う。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	985㎡
	構 造	鉄筋コンクリート2階建て
内 容	一般居室(個室)20、短期入所用居室(個室)2、地域交流室、食堂、相談室、トレーニングルーム、静養室、事務室、洗濯コーナー	
開 館 (所) 日	通年	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備等の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員の資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	7,300 人	3,587 人	4,049 人	55.5%	112.9%

自立訓練(生活訓練)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	242 日	240 日	242 日	100.0%	100.8%
延べ利用者数	4,860 人	2,735 人	2,814 人	57.9%	102.9%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
宿泊型自立訓練	7,300 人	3,587 人	4,049 人	55.5%	112.9%
自立訓練(生活訓練)	4,860 人	2,735 人	2,814 人	57.9%	102.9%
短期入所	730 人	357 人	200 人	27.4%	56.0%
体験入寮(入寮前)	70 人	65 人	70 人	100.0%	107.7%
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	12,960 人	6,744 人	7,133 人	55.0%	105.8%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	72,088	70,710	69,793	96.8%	98.7%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	72,088	70,710	69,793	96.8%	98.7%

(2) 支出

人件費	56,469	56,746	55,119	97.6%	97.1%
施設管理費	8,291	7,457	7,877	95.0%	105.6%
事業運営費	4,273	3,272	3,580	83.8%	109.4%
その他	3,055	2,401	2,803	91.8%	116.7%
支出計 (b)	72,088	69,876	69,379	96.2%	99.3%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	834	414	#DIV/0!	49.6%
前期繰越収支差額	11,488	10,654	11,488	100.0%	107.8%
次期繰越収支差額	11,488	11,488	11,902	103.6%	103.6%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び運営目標に基づき運営の基本方針及び事業計画を策定するとともに、必要職員数を確保し、諸規程に基づき必要な帳簿を備え、適正な施設運営を実施するとともに、職員の人材育成に努めました。新型コロナウイルス対策としては、国や県の対策を注視し、ハード・ソフト両面で社会情勢に応じた対策を取りました。 研修実績 1 施設内SST研修 5回、延べ26人 2 法人研修(階層別研修)等 6回、2人 3 サービス管理責任者研修 2回、2人 4 虐待防止等研修 6回、延べ24人 5 精神保健福祉関連研修 12回、延べ27人 6 福祉QC活動 1サークル		法人の経営理念、経営方針、諸規程、事業計画に基づき、適正に施設運営を行いました。 人材育成としては権利擁護、精神保健福祉関連、独自研修(SST)など、サービスの質の向上に資するための研修を受講。正規、非正規に関わらず受講し、利用者支援や職員のメンタルヘルスに効果を上げました。 新型コロナウイルスに対しては基本的対策の徹底に加え、備品の準備、ゾーニング、外泊やショートステイ受入れ制限などを行い、利用者、職員とも感染者ゼロに留まりました。		A	職員研修については、精神保健福祉関連の研修を新たに取り入れるなど、利用者支援に繋がる知識の習得に努めた。また、新型コロナウイルスに関しては、予防の徹底により感染者数をゼロに抑えたことに加え、感染者が発生した際の準備・対応についても施設内で確立されていた。	A
人員体制	正規 8人	非正規 2人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	1 清掃、除草、植栽の剪定、追肥(適時) 2 施設整備の点検と修繕(毎月) 3 消防設備、避難経路確保の点検(毎月) 4 電気設備、空調設備点検清掃(年1回、6月) 5 床ワックス、窓清掃(年2回5月、11月) 6 防災警報通信設備点検(年2回6月、12月) 7 グリストラップ清掃(年1回、6月) 8 殺虫殺鼠業務(年1回12月)		指定管理に関する委託契約に基づき、適切な施設の維持管理に努めました。		A	委託契約による保守点検等が確実に実施され、職員等による建物内外部や敷地内の清掃等が定期的に行われており、適正な保守管理が行われていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	1 ケアマネジメントによる個別支援計画の作成 2 自立訓練(生活訓練) 平日の午前・午後、日中プログラムを行い、調理、清掃、買い物、運動、SST、地域移行準備などの訓練を実施。 3 宿泊型自立訓練 住まいの提供を通じ生活習慣の確立や医療の継続、金銭管理などの訓練を実施。 4 短期入所 新型コロナウイルス対策として居室設備の消毒や健康観察を行い、安全確保のうえ実施。 5 セーフティネット機能 在宅生活が困難になった方の一時的な短期入所利用 1人、13日 退寮者のアフターケアとして、電話や来所による相談対応、支援会議へ参加。 6 福祉人材育成 精神保健福祉援助実習受入れ(東北福祉大学、仙台白百合女子大学) 2件29日 7 情報公開 広報誌 年3回発行、ブログ 年71回公開		1 個別支援計画は3か月ごとに評価と再作成、月1回モニタリングを行い、支援の質の向上に努めました。 2 日中プログラムでは小グループや個別対応を増やし、個別ニーズに沿った支援を行うとともに、コロナ禍でも可能な限り進路支援を行いました。 3 毎日の健康観察や服薬支援、金銭管理支援を通じて、個別ニーズに沿った訓練に取り組みました。 4 利用ニーズと新型コロナウイルスのまん延状況を鑑み、十分に安全対策を行ったうえで実施しました。 5 地域移行先の関係機関と連携し、相談対応や支援会議参加を行い、退寮者が安心して地域で生活し続けられるよう支援しました。 6 実習生受入れにより福祉人材の育成、施設機能の充実に努めました。 7 ホームページを通じての広報により、県内平等に情報公開を行いました。		A	前年度より続く新型コロナウイルスの影響により、利用者の大きな増加は望めなかったが、各サービスにおいては、安全対策を十分に行った上で利用者のニーズに応える運営業務を行うことができた。	A
④自主事業の実施							

⑤利用者サービスの向上	<p>1 法人として利用者の権利擁護、リスク管理を推進するため危機管理部会、サービス向上部会等を設置。</p> <p>2 福祉サービス自己評価の実施、第三者委員会の開催。</p> <p>3 アセスメントによる定期的な個別支援計画の作成とモニタリングの実施。</p> <p>4 研修受講やQCサークル活動による支援スキルのアップ。</p> <p>5 利用者アンケートの実施 4分野(「対応」「相談」「情報・計画」「活動」)のアンケートを、毎月1分野ずつ実施しました。</p>	<p>1 指定管理の委託契約に基づき計画された内容を実施しました。</p> <p>2 自己評価によるサービスの点検を行い、改善計画を実施しました。自己評価や改善結果について第三者委員会に報告し、助言や指摘をいただき、サービスの質の向上につなげました。</p> <p>3 3か月ごとのアセスメント、1か月ごとのモニタリングによりニーズの把握に努めました。</p> <p>4 研修受講等により、精神疾患や福祉制度に関する理解を深めサービス向上に努めました。</p> <p>5 利用者アンケートにより、サービスに対する満足度、ニーズの把握に努め日中活動や寮の運営に反映させました。</p>	A	<p>事業計画に基づき、利用者一人一人の特性に応じた支援計画を作成や利用者に合わせて継続的な面談を実施するなど、適切な支援が行われている。また、広報誌やブログによる情報発信に力を入れており、広く周知活動に努めている。</p>	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<p>1 毎月の利用者アンケート 月1回</p> <p>2 利用者の声の把握と対応 31件</p> <p>3 なんでも相談、苦情解決体制の整備と周知</p> <p>4 相談・苦情に対する迅速な対応、記録、検証、改善、解決</p>	<p>1 ⑤に同じ。アンケート結果は日中プログラムでフィードバックし、情報公開と信頼関係の構築に努めました。</p> <p>2 日常生活及び面談時に伺った意見や要望について、設備面・支援面で速やかな対策を行いました。</p> <p>3 利用契約時や日中プログラムの生活講座で、なんでも相談や苦情解決体制を説明。ポスターは施設出入口付近に掲示し、利用者、来客者への周知を図りました。</p> <p>4 相談、苦情については可能な限り迅速に対応し、ケース記録、なんでも相談記録、ヒヤリハット報告などに記録。職員全体で共有し改善、解決に努めました。</p>	A	<p>定期的に利用者との個別相談を実施した。また、相談が苦手な利用者のために意見箱を設置した。要望等に関しては職員全体で情報を共有した上で迅速な解決に努めた。</p>	A
⑦安全対策	<p>1 防災関係 消防計画の整備及び消防署への届け出、防災訓練の実施(年6回)、食料の備蓄(30人5日分)、職員と業者による防災設備点検。</p> <p>2 屋内外の設備点検(毎月)</p> <p>3 利用者職員に対する交通、災害時の対応についての注意喚起</p> <p>4 不審者対策 刺又など防犯対策備品を常備。古川警察署生活安全課による対策訓練および防犯講習会を実施。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染予防対策 国や県の方針、法人の対応方針をもとに感染予防対策を徹底。建物入口での検温・手指消毒・入館記録、定時の施設内消毒、換気、食事場所の分散化、外泊や面会の制限、日中活動の小グループ化など実施。感染者発生時に備え、陰圧機を設置した居室を中心としたゾーニングと予防衣の着脱訓練を実施。</p>	<p>1, 2 毎月第1土曜、日曜に消防設備、施設設備の自主点検を行い、故障箇所、危険箇所の早期発見と対策を行いました。</p> <p>3 日中プログラムにて防災や交通ルールなどの生活講座を実施。また古川消防署による防災講座、AED訓練を受け利用者の意識啓発に努めました。</p> <p>4 平成28年から古川警察署による防犯講座、不審者対応訓練を継続実施し、安全対策を行いました。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症予防対策には、設備や備品面と、利用者支援の両面から実施。国や県の対策に応じ寮内ルールを変更し、その都度利用者への説明を行いました。安全対策を最優先にすることをお伝えし、外出や外泊、面会等の制限、ワクチン接種については利用者やご家族の理解をいただき実施しました。</p>	A	<p>定期的な防災訓練を実施しているほか、消防設備の点検も適切に行われている。また、警察署による研修及び訓練を実施し、不審者等に関する対策を行った。 新型コロナウイルス感染症については、法人で定めた対応方針に基づき、感染予防対策が図られている。</p>	A
⑧県民の平等利用	<p>1 利用希望の常時受付、見学対応を実施。相談問合せ42件 見学19回49人</p> <p>2 ホームページ、ブログによる発信の強化。</p> <p>3 入寮希望者には実態調査を行ったうえ、所定の体験利用プログラムを実施。統一した評価票を用い、入寮基準を明確化。</p>	<p>1 見学希望者には、希望に合わせ日程調整を行い利用のしやすさに努めました。</p> <p>2 県民が平等に情報収集できるよう、ホームページの更新やブログの発信に努めました。</p> <p>3 体験利用前の実態調査は居所や入院先に関わらず訪問して行い、地域差のないよう実施しています。</p>	A	<p>体験利用の実施や各事業所や市町村へのパンフレットの配布等、施設の周知活動に努めている。また、待機者名簿作成による入寮の順番付けを行うなど、利用者の平等利用に係るシステムを整備している。</p>	A
⑨個人情報の保護	<p>「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、会議や施設内にプライバシーポリシーを掲示すること等で個人情報の適正な管理に努めました。また、同規定に基づき個人情報管理責任者を施設長と定めています。職員会議にて諸規程やプライバシーポリシー、具体的行動計画などの読み合わせを行い全職員への徹底を図っています。</p>	<p>法人の個人情報保護規程に基づき、パソコンのパスワード更新や公文書の外部持ち出し時は管理簿にて管理しました。</p> <p>広報誌やブログの写真掲載については入寮時、年度始めに全利用者から同意書をいただき使用の範囲を限定したうえ、発行の都度内容をご確認いただいています。</p>	A	<p>法人で定める規程に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できない工夫がなされている。</p>	A

⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	入寮前の居所は在宅2人、入院5人。退所先はグループホーム4人、自宅1人、入院2人でした。コロナ禍でも予防対策やオンライン面接を行い、可能な限り入寮受入れや地域移行支援を行いました。体験利用が停滞したり期間延長となるケース(3人)もあり、行政、相談支援事業所、病院などと密に連絡を取り合い支援しました。	A	新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数が計画の半数程度に留まった。今後は、新型コロナウイルスの感染状況等を注視し、市町村や病院との連携を強め、新入寮者の受入に努めることが望まれる。	B
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	人件費について、人員配置変更による所要額減となっています。事業費、事務費に関しては、前年比で所要額増となりました。新型コロナウイルス感染症による体験受入中止等措置の解除など、利用実績増に伴う支出実績増となりました。	A	会計・経理事務を適正に執行しており、適切な収支実績となっていると認められる。	A
⑫その他の取組	<p>1 環境認証制度に係る取り組みとして「わが社のe行動宣言」に登録済みで継続遵守してきました。</p> <p>2 関係機関との連携 家族や市町村、県保健福祉事務所、精神科病院、相談、就労支援等の事業所との連携。日中プログラムでは、古川警察署や古川消防署、保健所、消費生活センターなどによる専門講座の実施。</p> <p>3 地域自立支援協議会への参加 大崎市自立支援協議会、宮城県自立支援協議会</p> <p>4 障害者就労施設等からの物品調達</p> <p>5 体験入寮の実施 実態調査、支援会議 11人13回 体験プログラムの提供 10人73回 判定会議 9人</p>	<p>1 環境への配慮については計画どおり実施できています。</p> <p>2 関係機関との連携 利用希望者、利用者(自立訓練、短期入所)に関する連絡調整、支援会議、モニタリング、通院同行などを密に行い、関係機関との連携を深めました。また、これらの機会を通し、施設についての周知活動を行うことができました。</p> <p>3 大崎市自立支援協議会(地域生活支援拠点部会)、宮城県自立支援協議会(精神障害部会)に参加し、地域ネットワークの構築に努めました。</p> <p>4 事業運営に必要な物品、日中プログラムで使用する教材等について、県内の障害者就労施設から優先的に購入、調達しました。</p> <p>5 コロナ禍のため入院患者の外泊(体験利用)が停滞しましたが、リモート面談など可能な対応を行い社会的入院の解消に努めました。体験前、体験後の辞退もありましたが、目標10人を達成しました。</p>	A	関係機関との繋がりを強化し、地域に根ざした施設としての取り組みが見られた。また、障害者の賃金向上に向け、障害者就労施設等からの物品調達も行われており、この分部に関しては更なる拡充が望まれる。	A
	総合評価	指定管理施設として適切に事業運営、予算執行、県有財産の管理を行うとともに、多様化するニーズに対応できるようサービスの質の向上に努めました。新型コロナウイルス対策では、社会情勢に合わせ事業所でのルール変更を適宜行い、安全確保を最優先としながら円滑な事業運営を行いました。	A	利用者の特性に応じた個別支援計画の作成や、意向調査を毎月実施する等、地域移行に向けた取り組みも適切に行われた。また、地域移行後もショートステイの利用促進等、アフターフォローも手厚く行われており、精神障害者の訓練施設としての役割を果たしている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>○近年、利用者の障害、入寮経路、ニーズ等の多様化により、専門的かつ個別的な支援の必要性がますます高まっています。支援員業務は大きく入寮前支援、入寮中の日中プログラム、地域移行支援に分かれており、サービスの質の向上のためにはそれぞれに必要な知識、技術の習得をしなければいけません。</p> <p>○支援における専門性の高さや責任の重さは、臨時職員2名を含む体制では難しく、第5期指定管理においては正職員の基準配置となりました。今後も精神障害者の自立訓練、地域移行を充実させるためには、スキルアップに努めるとともに、支援員業務を分析し直接支援と間接支援を整理し対応する必要があります。</p> <p>○施設設備面では、設置後21年が経過し老朽化による劣化が著しく、日常的な修繕更新が増加しています。今後更なる計画的な施設整備が必要です。</p>	<p>地域移行に向けた取り組みの強化により、継続的に地域移行の成果が出ている一方、新型コロナウイルスの影響もあり新規利用者数の伸び悩みが課題となっている。今後は、これまでの地域移行に向けた取り組みを継続・発展させつつ、オンライン等新規利用者の受け入れに向けた取り組みをより強化することが求められる。</p> <p>ニーズの多様化については、引き続き職員研修を実施する等、支援力の向上に努めること。</p>